

令和5年度第3回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年6月9日(金)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員
欠席農業委員	2番 泉新一委員
出席推進委員	影嶋六郎委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 古橋事務局長補佐 妹尾係長 石田主任、馬野主事
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

#### 4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第3回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号18番の舩越委員と議席番号1番の生田委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、泉委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（日浦事務局長）

議案の追加等は、ありません。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号5の諏訪から5ページ、番号11の淀江町富繁について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号5番諏訪の議案について説明いたします。五千石小学校南にあります田3筆3,017平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。スクリーンの黄色い箇所は、先日に3条で取得された圃場です。

番号6番彦名町の議案について説明いたします。上栗島の墓地近くにありますが畑3筆及び安倍との境付近の畑2筆1,751平方メートルの農地をこの度合意され親族間で贈与されるものです。

番号7番奈喜良の議案について説明いたします。国吉池近くの畑1筆384平方メートルの農地をこの度合意されご夫婦間で贈与されるものです。

番号8番び番号9番の石井の議案について説明いたします。南公園墓地近くにありますが田2筆803平方メートルの農地をそれぞれの譲受人とこの度合意され売買されるものです。

番号10番の和田町の議案について説明いたします。下和田集会所近くにありますが畑5筆3,665平方メートルの農地をほ場近くに居住する譲受人がこの度合意され売買されるものです。

番号11番の淀江町富繁の議案について説明いたします。富繁構造改善センター近くにありますが畑1筆332平方メートルの農地を譲渡

人住居近くの山林とこの度合意され交換されるものです。

3条許可案件は以上7件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（田邊会長）

番号5の諏訪について、担当委員さんから補足があればお願いします。

生田農業委員

先程説明がありましたが、日南町からこちらの方に建物を購入された際に田んぼをいっしょに購入された方が、もう少し土地を広げたいということで行って見ましたところ、ほとんどこの持ち主は農業はされなく、お子さんも出て行ってしまって農業をまったくされないということで合意に至りました。今までもずっとこの購入者もこちらの方に来てから農業をして耕作しておられますので問題はないと思いますので、ご審議よろしく願いします。

議長（田邊会長）

番号6の彦名町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田口推進委員

この議案は、親族間同士で話し合い、贈与により所有権を移転するものです。もともと10年前に譲渡人が相続した田畑を親族である譲受人に管理耕作してもらっていたものでございます。それをこの度、下限面積撤廃を機に正式に3条申請を行い名義変更をするもので

ございます。5月26日に公本農業委員、田口推進委員で現地調査を行いました。現況は、耕作又は草刈りをしてきちっと管理してありました。許可について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

番号7の奈喜良から5ページ、番号9の石井について、担当委員さんから補足があればお願いします。

岩佐農業委員

7番と8番9番の二つに分けて説明します。現地調査は6月5日に岩佐農業委員、小林推進委員、事務局で行いました。7番は、説明があったように夫婦間の贈与ですので、これはまったく問題なくて、見に行ったときには野菜を一生懸命作っておられました。8番9番は、譲受人は隣接の田を持っておられ、今回2枚の田を購入して、今年は作っておられないんですけども、来年から稲作をされる予定です。今現在見たところ綺麗に管理されておりますので、許可については問題無いと思われます。以上です。

議長（田邊会長）

番号10の和田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

米澤推進委員

10番について補足説明いたします。現地調査は5月25日に井田農業委員、米澤推進委員で行いました。場所は先程説明がありましたように下和田集会所の近辺になります。譲渡人が高齢のため近所の譲受人に売買するのもであります。現況は、耕作し保全されており、今後の作業についても問題無いと思います。許可については問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

番号11の淀江町富繁について、担当委員さんから補足があればお願いします。

富田農業委員

現地調査は6月3日に富田農業委員、田中推進委員で行いました。この件は譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんが、双方の家の裏にある土地が、〇〇さんの裏の山が〇〇さんの土地で、〇〇さんの裏の土地が〇〇さんの畑という事で、お互いに〇〇さんの土地を〇〇さんが管理しておられて、〇〇さんの山を〇〇さんが多少管理されているという事で、この際お互い合意で相談の上で交換という事で申請があがってきたという事なんですけども、特に問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、7ページ、番号21の河崎について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 山中推進委員

21番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。申請地の周りはこちら最近、3軒が一般住宅で転用の許可がおりている場所です。造成計画について、最高20cmの盛土造成を行います。擁壁等について、コンクリートブロック高さ20cmを設置します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思いますので、審議よろしく申し上げます。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号22から番号24の美吉について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 小林推進委員

22番、23番、24番の議案について、申請地が近いので、まとめて説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。6月5日に岩佐農業委員、小林推進委員、事務局で現地確認を行いました。3件の被害防除計画ですが、造成計画はせず、草刈りと整地のみを行い、フェンス高さ1.2mを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、農道使用にかかる同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号25の諏訪について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

生田農業委員

25番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、実家の隣接地に一般住宅を計画したものです。6月1日に生田農業委員、田子農業委員、岩佐農業委員で現地確認を行いました。造成計画は、表土鋤取り後、35～55cmの盛土造成を行います。擁壁等について、L型擁壁高さ80cmを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、西部土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、隣接地には実家があり、申請地は集落を形成しているところの一部にあたり、集団農地を分断する恐れはないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。



続きまして、8ページ、番号26の石州府について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 高橋農業委員

26番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。現地確認は4月19日に高橋農業委員、福島推進委員と行いました。本件議案は5月の総会にかかる予定でしたが、書類上に一部が不備がありまして今月にずれ込んだという状況です。なお書類上の不備というのは、該当地の公道の隣接部分の内側に石州府自治会の所有地がありまして、書類上記載されていないという事で、業者といろいろ話し合って自治会として売却するという話を先月の終わりに担当者としまして、それでやったら進入路を確保出来るという状況で、今月の議案としてあがってきたという事です。造成計画については、現状のまま利用するという事ですが、草刈り等につきましては年2、3回行うという事を確認しております。擁壁として、周囲に高さ1.2mのフェンスを設置します。雨水の排水は、地下浸透です。汚水の排水は、発生はありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区の受益地ではありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満の第2種農地に該当します。転用について問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号27の淀江町佐陀について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 長澤推進委員

27番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、建築条件付売買予定地を計画したものです。6月2日に富田農業委員、長澤推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、30～70cmの盛土造成を行います。擁壁として、コンクリートブロック高さ20cm×2段、一部にL型擁壁を設置します。雨水の排水は、自然流下後農業用排水路及び既設道路側溝へ流します。汚水の排水は、公共下水道へ流します。実行組合の同意を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区の該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500m以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ、議案第3号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、12ページ番号6-1から番号6-5までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案の括弧書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

12ページ番号6-1から番号6-4は、再設定です。

番号6-5は、新規設定です。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、15ページ、議案第4号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、16ページ番号1から18ページ番号20までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

16 ページ番号1 から17 ページ番号13 及び18 ページ番号20 は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。17 ページ番号14 から18 ページ番号19 は、研修期間のため中間保有とし令和6年2月配分予定とのことでした。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。

事務局から報告してください。

事務局（古橋事務局長補佐）

報告いたします。

21 ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

22 ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、23 ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、2件を受理しています。

次に、24 ページから25 ページの非農地現況証明について、4件を証明しています。

次に、26 ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

次に、27 ページから28 ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、3件を証明しています。

次に、29ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、1件報告を受けています。報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

富田農業委員

利用権の設定について相談を受けまして、以前は利用権設定をした時に10年なりの終期が来た時に、地権者、耕作者に終期がきますよと連絡があったんですけども、今、農林課は地権者には出していないという事ですが、何かご意見あれば伺いたいと思います。

事務局（妹尾係長）

相対の契約につきましては、農業委員会の方で地権者、耕作者に終期がきますよという連絡を概ね2カ月程度前にはしております。中間管理事業分につきましては、農林課が事務をしていると思いますので確認をしてみます。

公本農業委員

例えば今6月に農地を借りたとして、地代が地主さんに入るのは来年の12月です。地主さんはそういうこと全然知らないんで、私が説明しています。

田中農業委員

関連して、17ページで中間保有と書いてあるんですが、原則として機構は借手が無い所は農地を借りないと聞いているんですが、これは何か特別な理由があるんですか。

事務局（妹尾係長）

中間保有の案件に関しましては、来年の2月に配分予定が決まっているという事で、研修の間の1月までは機構が保有して貸し出すという制度があるんだそうです。

角農業委員

今の話の関連なんですけども、農業委員会と機構の話し合いの場を持つ必要があるんじゃないかと思うんです。実は機構で貸し付けているんですけども何もしていないという放棄地になっているんですけども、地元から苦情が来て、そういう苦情は全部農業委員が窓口になりますんで、このへんも含めて機構と話し合いの場を持つ必要があるんじゃないかと思います。

議長（田邊会長）

機構を通して借りている農地が実際に耕作しないで荒廃地になっているという事ですね。

角農業委員

3年くらい何もしていないというもので、この前現地確認をしたんですけども。

議長（田邊会長）

機構にも話をしてみます。

他にありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（古橋事務局長補佐）

7月定例総会につきましては、7月10日（月）米子市役所401会議室での開催予定としております。7月臨時総会につきましては、7月20日（木）米子市役所401会議室での開催予定としております。次に、6月の農地相談は、20日の14時から尚徳公民館、22日の14時から米子市淀江支所2階第1会議室で開催予定としております。次に、6月分の活動実績報告書ですが、7月5日（水）までにご提出いただきますと助かります。

続きまして、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表という資料をお配りしております。これは、担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地に関する措置に関する評価などについてホームページ等で公表しているものです。令和4年度の主な実績としましては、担い手への集積・集約化について817ha、新たに農業経営を営もうとする者の参入については1経営体、遊休農地については、少しずつ解消されてはいるものの引き続き解消に向けた取り組みを行なっていく必要があると考えます。

私からは以上です。

議長（田邊会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第3回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時35分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員